

## 特別区の児童相談所設置をめぐる最近の動向

## 1. 令和5年2月1日以降の特別区の児童相談所設置をめぐる動向

- 令和5年2月1日に豊島区児童相談所が開設されました。
- 令和5年2月8日に葛飾区（令和5年10月開設予定）を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。
- 令和5年10月1日に葛飾区児童相談所が開設されました。
- 令和6年3月8日に品川区（令和6年10月開設予定）を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。
- ※ 平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、特別区も政令による指定を受けて児童相談所を設置できるとされています。
- ※ この他、令和2年4月に世田谷区・江戸川区が、同年7月に荒川区が、令和3年4月に港区が、令和4年4月に中野区が、同年7月に板橋区が児童相談所を開設しています。
- その後も、順次、特別区の児童相談所が設置される見込みです。

## 2. 特別区における児童相談所設置時期（予定含む）

令和2年度	設置済	令和2年 4月	世田谷区・江戸川区	8区
		7月	荒川区	
令和3年度		令和3年 4月	港区	
令和4年度		令和4年 4月	中野区	
		7月	板橋区	
令和5年度		令和5年 2月	豊島区	
		令和5年10月	葛飾区	
令和6年度	設置予定	令和6年10月	品川区	4区
令和7年度		令和7年 4月	文京区	
		令和8年11月	杉並区	
令和8年度		令和9年 2月	北区	
上記12区のほか、8区が設置の方向で検討中（計20区）				

※ロードマップ（令和5年9月時点）及び各区のプレスリリース等により作成。

参考資料

◇品川区児童相談所の設置概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 品川区児童相談所の設置について

令和6年3月5日、品川区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。この政令指定により、品川区は児童相談所を設置することができます。

## 1 開設時期

令和6年10月1日（火）

## 2 基本理念と3つの視点

〈基本理念〉

子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ

笑顔が親から子どもへとつながり、子どもの笑顔が地域や学校、まち全体に広がっていくよう、地域に根ざした相談機関として子どもと家庭を支援していきます。

〈基本理念を実現するための3つの視点〉

### ①子どもを権利の主体とし、子どもの健やかな成長を保障する

■子どもを権利の主体とし、子どもの最善の利益と権利保障に資するよう、区が主体的に相談から援助、子どものケア、保護者支援、家庭復帰まで一貫して支援します。

### ②区の多様なサービスを活かし、子どもと家庭を重層的・横断的に支援する

■基礎自治体としての強みを活かし、妊娠・出産から成長段階に合わせ、庁内関係部署・関係機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を行います。このような重層的な支援により、子どもと家庭を多方向から見守っていきます。

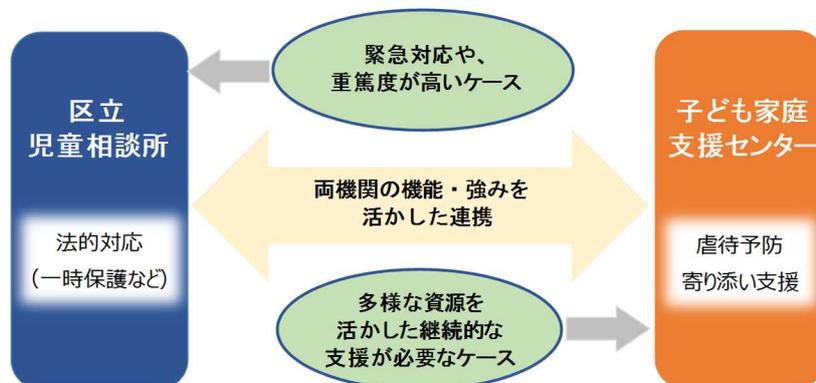
■支援を必要とする家庭の中には、貧困や障害、疾病など複数の課題を抱えていることもあるため、区は基礎自治体としての強みを活かし、庁内関係部署・関係機関と連携して横断的な支援を実施します。

### ③地域力を活かして児童虐待の未然防止・早期発見を実現し、迅速かつ的確に対応する

■緊急対応を要する前に支援が届くよう、地域ネットワークを活かした日常の支援・見守り体制を強化し、児童虐待の未然防止・早期発見を実現します。また、支援にあたっては、地域との連携により迅速かつ的確な対応に努めます。

### 3 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携

一時保護などの法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育の支援などを担う子ども家庭支援センターが両輪となって、虐待の重篤度や相談者のニーズに応じた相談・支援体制の構築を図ります。



### 4 施設概要

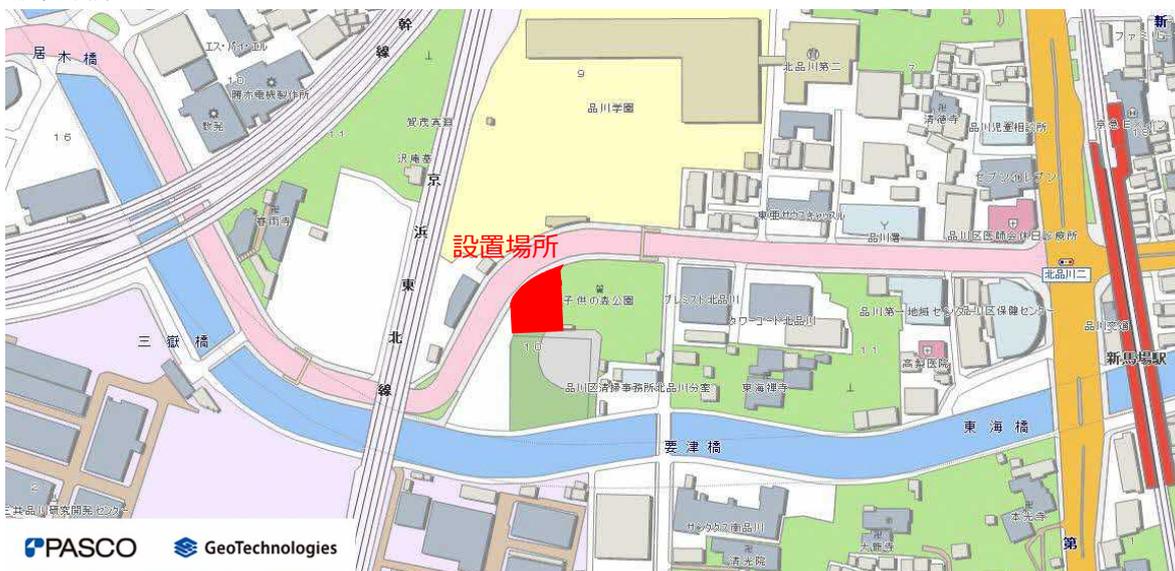
設置場所：品川区北品川3丁目10番9号

規模：地上6階建て（1階～3階：児童相談所、4階～6階：一時保護所）

敷地面積：1,444.32㎡

延床面積：4,117.03㎡

〈設置場所地図〉



〈建物外観〉



〈エントランス〉



問合せ：品川区子ども未来部児童相談所開設準備課長 長谷川  
電話 03-6712-8261